

税・年金・保険 「国民健康保険の手続き」はお早めに

▼市に住所がある方で、職場の健康保険に加入もしくは扶養となっている方、後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受給している方以外は、必ず国民健康保険に加入しなければなりません。

また、右記のいずれかに該当する場合は、14日以内に市民課2番窓口で、世帯主または本人による手続きが必要です。国民健康保険の加入・脱退などの手続きは、勤めている会社や事業所などでは行いません。必ず世帯主（家族）ご自身で手続きを行ってください。特に、他市町村へ転出した場合や他の健康保険に加入した場合は、手続きを忘れると国民健康保険税が誤って課税される場合がありますので、ご注意ください。

●修学のため転出される方ご注意ください。

国民健康保険は、住所地の市町村で加入することが原則です。ただし、「修学」のため留萌市外に住所を移される方は、特例として引き続き親元の世帯に属するものとして、市の国民健康保険に加入することができます。この場合、在学証明書や学生証の写しなど、在学を証明できるものが必要となります。また、卒業などで特例期間が終了した場合は、市の国民健康保険の脱退手続きが必要となりますので、下記までご連絡ください。

ご 注 意 く だ さ い	●住民票の手続きのみでは、国民健康保険の変更などの手続きはされません。 ●転居された場合や世帯が変更になった場合（合併・分離）は保険税や自己負担額に変更が発生することがありますので、必ず市民課2番窓口で手続きを行ってください。
------------------	--

問 市・市民課 ☎42-1805

留萌市以外からのお知らせ 「平成27年度 予備自衛官補」募集について

▼自衛官としての経験がなくても予備自衛官になれる予備自衛官補を募集します。

予備自衛官補は一般公募で採用された方は3年以内に50日間、技能公募で採用された方は2年以内に10日間の教育訓練を受け、教育訓練終了後、予備自衛官になります。

対 ・一般公募 18歳以上34歳未満の方
・技能公募 18歳以上の次の国家免許資格などを有する方（衛生・語学・整備・情報処理・通信・電気・建設・放射線管理・法務）※詳しくは下記へお問い合わせください。

- 応募期限 【第1回】3月24日(火) 【第2回】7月1日(水)～9月18日(金)
- 試験日 【第1回】4月10日(金)～14日(火) 【第2回】10月2日(金)～5日(月) ※いずれか1日を指定
- 試験種目 筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査

問 自衛隊旭川地方協力本部留萌地域事務所 ☎42-4650

高齢者特有の症状でお悩みの方へ！

夜間尿・頻尿・軽い尿漏れ
下腹痛・腰痛・むくみ・しびれ

漢方製剤 「サンワロン」

お問い合わせは 江戸薬局 留萌市錦町3丁目 ☎42-0697

家事のお手伝いからお年寄りの介護まで
皆さんの生活をサポートします

家政婦さんをご紹介します

家政婦さんをご紹介しますために、家政婦さんとして働いてみたい方の登録を受け付けています。

江戸薬局グループ ハウスキーパーバンク ☎42-0697 (江戸薬局内)

●こんなときは14日以内に手続きをしてください
国民健康保険に加入するときに必要なもの

・他市町村から転入 ・子どもが生まれた ・生活保護を受けなくなった	印鑑
・他の健康保険をやめた	印鑑、資格喪失証明書

国民健康保険を脱退するときに必要なもの

・他市町村へ転出 ・生活保護を受ける	印鑑、保険証
・他の健康保険に加入	印鑑、保険証、 加入した健康保険の保険証
・亡くなった	印鑑、保険証、葬祭を行った 方の預金口座のわかるもの

このようなときに必要なもの

・住所、氏名または 世帯主が変わった ・世帯が変更した (合併・分離)	印鑑、保険証
・保険証を紛失した	印鑑
・修学のため転出する	印鑑、保険証、在学証明書 または学生証の写し



今月も知っておきたい情報が満載です！

くらしのお知らせ

問 問い合わせ
☎ 電話 FAX ファクス
HP ホームページ
メ-ル Eメール

凡 例 日 日程・日時 所 場所・会場 対 対象 定 定員 費 費用 内 内容 申 申込方法など

税・年金・保険 納め忘れはありませんか？3月は「納税推進強調月間」

▼市では3月を「納税推進強調月間」として、皆さんに市税の完納をお願いしています。

お手元の納税通知書をもう一度お確かめの上、お忘れの方は早急に納付してください。

また、お仕事などで日中の時間帯にご来庁できない方は、夜間・休日納税相談窓口でも納付できますので、ぜひご利用ください。

●市税の納付には便利な口座振替をご利用ください

口座振替は、公共料金と同じように指定する預貯金口座から自動的に納税をする方法で、一度手続きを行うと翌年度以降も自動的に継続され、納期ごとに金融機関や郵便局へ行く必要がありません。

口座振替をご利用される方は、市内の金融機関や郵便局で手続きを行うか、下記までお問い合わせください。

○連絡がなく税金を滞納すると滞納処分を受ける場合があります。

○事情により納付できない方は、下記までご相談ください。

問 市・税務課 ☎42-1804

税・年金・保険 退職時の国民年金の「変更届出」と「免除制度」について

▼会社を退職されたときの国民年金への「変更届出」と国民年金保険料の「免除制度」についてご存じですか。

●退職時には国民年金の届出が必要です

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職されたときは、厚生年金（第2号被保険者）から国民年金（第1号被保険者）への変更を届け出てください。

申 市・市民課または年金事務所に「国民年金被保険者関係届出書」を提出し手続きを行ってください。（年金手帳が必要です）

●保険料の免除制度があります

保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除される制度があります。

また、退職（失業）による特例免除もあります。

申 市・市民課または留萌年金事務所に「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を提出し、手続きを行ってください。（年金手帳と雇用保険受給資格者証の写しなどの失業していることを確認できる公的機関の証明が必要です）

問 市・市民課 ☎42-1805 留萌年金事務所 ☎43-7211

●3月の夜間・休日納税相談窓口の開設について

	開設日	開設時間
夜間納税相談窓口	12日(木)	17：20～20：00
	26日(木)	
休日納税相談窓口	22日(日)	9：00～17：00

※相談窓口は市役所2階です。正面玄関向かって左横の通用口よりお入りください。



留萌市以外からのお知らせ 「平成27年度 留萌市あかしあ大学学生」募集について

▼同年代の多くの方と学びながら、生きがいを求め、豊かな学生生活を送りませんか。

対 留萌市・小平町・増毛町に在住する満60歳以上の方
内 年限は本科4年と修士・博士課程3年の計7年間で、教養、健康を高める講義や講座および運動会などを実施します。（おおむね月3回、10：00から14：30まで開講します）

申 4月23日(木)までに中央公民館に設置の入学願書を提出してください。入学説明会は4月24日(金)に行います。

費 年2,000円
○入学式は5月8日(金)に行います。

問 あかしあ大学事務局（中央公民館内） ☎42-3333

留萌市以外からのお知らせ 「OA介護科」受講生募集について

▼介護職員初任者研修の資格取得を目指して、介護の基礎知識と技術を学びながら、ウインドウズの基本操作、ワードやエクセルなどのパソコン操作を基礎から習得します。

日 5月14日(木)～8月7日(金)
定 15人（応募者が少ないときは中止の場合があります）
所 留萌地域人材開発センター（パワスポ留萌）
費 無料（テキスト代、各種検定料は別途自己負担）
申 3月11日(木)から4月10日(金)まで（土日、祝日除く）に下記までお申し込みください。（選考日4月21日(火)）

○詳しくは下記までお問い合わせください。

問 留萌公共職業安定所（ハローワーク留萌） ☎42-0388

留萌市以外からのお知らせ 電気暖房器具の経年劣化による火災事故を未然に防ぐために

▼長年使用している電気暖房器（電気毛布、電気ミニマット、電気カーペット）の経年劣化が原因の火災事故が起きています。事故を未然に防ぐため、日ごろから製品とその周辺のチェックを行いましょう。少しでもおかしいと思ったら、ご使用を中止し販売店または下記へご相談ください。

●このような場合は使用を中止してください。

- ・表面が熱により変色している場合
- ・光に透かしてみても、ヒーター線の重なりやループ状のねじれ、折りぐせがある場合



問 一般社団法人 日本電機工業会 ☎03-3556-5887

HP <http://www.jema-net.or.jp/>

留萌市以外からのお知らせ 自動車税の「グリーン化税制」について

▼「グリーン化税制」は、環境負荷に配慮した税率で課税する制度ですが、平成27年度から下記のとおり変更となります。

●**主な変更点**
基準を満たした自動車税の税率を軽減する割合が変更となります。
・平成26年度に新車新規登録した自動車は、25%または50%の軽減となります。
・平成27年度に新車新規登録した自動車は、50%または75%の軽減となります。
※新車新規登録の翌年度に課税する自動車税に限り適用されます。

ただし、賦課期日（4月1日）現在、新車新規登録後、13年間を超えたガソリン車やLPG車（登録日が平成14年3月31日まで）、11年間を超えたディーゼル車（登録日が平成16年3月31日まで）のような環境負荷の大きい乗用車やキャンピングカーなどは、自動車税の税率を上乗せする割合が、10%から15%に変更となります。
○詳しくは、道税ホームページをご覧ください。

問 札幌道税事務所自動車税部

☎ 011-746-1190

HP <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/dzc/>

留萌市以外からのお知らせ 点字を学ぶ会「あかげら」で点字を打つ体験をしてみませんか

▼点字を学ぶ会「あかげら」では、視覚障がいを持つ方のお役に立ちたいと、点字図書の製作活動を行っています。

点字に興味のある方は下記へお問い合わせください。

日 毎週水曜日 10：00～12：00

所 保健福祉センターは一とふる点字図書室

問 点字を学ぶ会「あかげら」

会長 安達 涼子 ☎54-9048

能戸智恵子 ☎42-5957

留萌市以外からのお知らせ 「河川愛護モニター」募集について

▼留萌開発建設部では、「河川愛護モニター」を募集します。

対 満20歳以上の健康な方で、モニター区間からおおむね5km以内に居住し、河川に接する機会が多く、河川愛護に関心のある方（当部関係者は応募不可）

内 ①毎月1回程度、モニター区間の河川の利用や河川環境などに関する情報を提供すること
②当部が主催または協賛するイベントに参加すること

定 各モニター区間につき1名（モニター区間 留萌川および天塩川）

申 3月20日(金)までに、はがきまたは任意の用紙に①～⑥を記載し、下記へ郵送またはFAXでご応募ください。

- ①氏名、性別、生年月日
- ②住所、電話番号
- ③職業
- ④希望するモニター区間（河川名）
- ⑤町内会などで地域活動している方は、会の名称と役職
- ⑥そのほか応募理由、河川などへの感想など

○任期は、5月1日(金)～10月31日(土)とし、月額4,000円が支給されます。

問 留萌開発建設部公物管理課

（〒077-8501 留萌市寿町1丁目68番地）

☎ 42-2315 FAX 42-2335

留萌市以外からのお知らせ 「支払督促」について

▼「知り合いが貸したお金を返してくれない」「売り渡した商品の代金を支払ってくれない」といった相手方が支払う理由を分かっているが、支払ってくれない場合などの金銭トラブルの解決方法の一つに「支払督促」があります。「支払督促」は、申立人の申立のみに基づいて、裁判所書記官が行う略式の手続きで、裁判所に来る必要も証拠書類を提出する必要もなく、申立に必要な手数料も民事訴訟の半額です。

○手続きの詳細については、下記ホームページからパンフレットをダウンロードできます。

問 留萌簡易裁判所 ☎42-0465

HP <http://www.courts.go.jp/about/pamphlet/index.html>

留萌市以外からのお知らせ 「国民年金後納制度」の利用期間は平成27年9月までです

▼「国民年金後納制度」とは、時効で納付することができなかった保険料について、平成24年10月から27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度です。

後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。過去10年以内に納め忘れの保険料がある方で、利用希望の方はお早めにお申し込みください。

●**後納保険料の納付書の「使用期限」にご注意ください**

すでに後納制度の申し込みを行った方で、平成17年4月分以降の後納保険料の納付がお済みでない方は、納付書に記載された「使用期限（27年3月31日(火)）」までに納付をお願いします。

なお、使用期限までに納付できなかった方が、27年4月以降に納付を希望する場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので国民年金保険料専用ダイヤルを利用されるか、留萌年金事務所までお問い合わせください。

【注意】平成17年3月分以前の後納保険料は、10年間を超えるため、27年4月以降は納付できません。

●**後納制度の申し込み・納付書の再発行のお問い合わせは**

・国民年金保険料専用ダイヤル(ナビダイヤル) **0570-011-050**（市内通話料金で利用可・携帯電話などからの利用は通常通話料金）

・050から始まる電話でおかけになる場合

03-6731-2015（通常通話料金）

・受付時間 8：30～19：00（月曜日）
8：30～17：15（火～金曜日）
9：30～16：00（第2土曜日）

○基礎年金番号がわかるものを用意してお問い合わせください。

問 留萌年金事務所 ☎43-7211

ラス
LAS英数塾

受講生募集

留萌市沖見町3丁目
TEL(0164)42-1743

申し込み 随時！

原則2名までの個別指導 ※受講時間は面談の際に決定いたします

●通年受講 ●各講習(春期・夏期・冬期)
●算数・数学・英語受講体験 **45分無料**

【小学生：英・算・国】
【中学生：英・数・国・理・社】
【高校生：英・数・古典・化学・生物など】

一人ひとりの幸せを見つめる介護です。
心の声に寄り添い、ご自身の意志を反映した「心豊かな生活」の実現に取り組んでいます。

全道22介護施設のMOEネットワーク
<http://www.moe-fukushi.com>

職員随時募集中!
詳しくはお問い合わせ下さい

株式会社 萌福祉サービス 〒077-0042 北海道留萌市開運町1丁目2番1号 TEL **0164-49-2258** (代表) FAX **0164-49-2278**

転入、転出の手続きについて

春は異動の時期です。おもな手続きについて必要事項をお知らせします。

転入・転出

■転出される方

転出の届出をします。転出証明書を発行しますので、引っ越しが終わってから14日以内に転入先の市町村役場で転入の届出をしてください。転出証明書がなければ転入ができません。

■転入された方

引っ越しが終わってから14日以内に転入の手続きをしてください。前住所地の市町村役場で発行した転出証明書が必要です。

■転居される方

引っ越しが終わってから14日以内に転居の届出をしてください。

■窓口に来た方の本人確認について

転入、転出や転居などの届出には印鑑と本人確認のできる写真付きの身分証明書が必要です。なお、写真付きの身分証明証が無い場合は2種類の身分証明証が必要です。

- ・健康保険証
- ・公的年金手帳
- ・公的年金証書など

戸籍・住民票

■窓口に来た方の本人確認について

平成20年5月1日より婚姻や離婚などの戸籍の届出には、他人による「なりすまし」を防ぐため、本人確認が必要です。本人確認ができなかった場合には、本人に対し届出が受理されたことを通知します。

また、戸籍の証明書を取得する際にも本人確認が必要です。直系親族の戸籍以外の他人の戸籍を取得する際は、本人確認に加え、委任状が必要です。なお、本人確認ができない場合は、交付をお断りすることがあります。

■戸籍・住民票の届出および証明書の取得に必要なものについて

原 則（以下の中から1点を提示）	左記のものが提示できない場合（以下の中から2点を提示）
・運転免許証・住民基本台帳カード（写真付） ・パスポート・身体障害者手帳 など	・健康保険証・介護保険証・公的年金手帳または証書 ・住民基本台帳カード（写真無） ・法人発行の身分証明書（写真付）・学生証（写真付）など

※代理人が窓口へ来られる際は、上記のほかに請求者本人からの委任状が必要です。
なお、住民票の手続きなど（異動・住民票交付）で世帯が違う方の場合も本人からの委任状が必要です。

印鑑登録

■本人が窓口に来られる場合

登録する印鑑と本人確認のできる写真付きの身分証明書が必要です。写真付きの身分証明証が無い方でも、市内で印鑑登録をしている方に保証人になってもらえる場合（保証人の印鑑登録の押印と印鑑登録証の番号が必要）は受付当日に登録ができます。写真付きの身分証明証が無く、保証人もいない場合は、窓口で仮受付します。後日、本人確認のための照会書が郵送されますので、必要事項を記入し、身分証明書とともに窓口へ持参してください。

■本人が窓口に来られない場合

代理人による登録申請ができます。ただし、仮受付となるため、即日交付はできません。

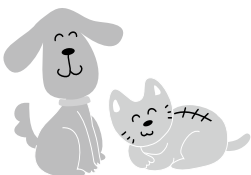
問 市・市民課 ☎42-1805

印鑑登録をする際は、下記にご注意ください。また、転入された方の前住所での印鑑登録は、転出の届出により廃止されるため、新たに登録が必要です。

犬・猫の適切な飼育管理とマナーを守ろう！

▼春先には犬の放し飼いが多く、噛みつき事故やフン公害の発生につながります。また、野良猫に餌を与えているなどの苦情も多く寄せられています。○動物愛護法が改正され、飼い主の責任が重くなりました。最後まで適切な飼育管理をお願いします。

問 市・環境保全課 ☎42-1806



●飼育管理の注意点

- 【犬】①散歩のときには必ずリード（引き綱）を付け、リードは短く持ちましょう。
②犬のフンは必ず拾い、持ち帰りましょう。
- 【猫】①猫は室内で飼いましょう。
②野良猫にエサを与えないようにしましょう。

皆さんの安全で快適な消費生活を守るために！

消費生活センターを 利用しましょう！⑤（最終回）

東日本大震災発生直後、飲料水、食料品、乾電池などからトイレットペーパーまでが店頭から消え、過剰反応でありましたが、いかに多くの方が備えをしていなかったのか、その証明でもありました。

大震災後も、各地で豪雨、台風、竜巻、大雪など、自然災害による被害が頻発しています。

いつ、誰もが被害者になり得るなか、過去の台風、地震などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。

災害発生地域だけが狙われているとは限りません。便乗した悪質な商法には十分注意してください。

また、義援金詐欺の事例も報告されています。義援金は、確かな団体であることを確認して送るようにしてください。

被害にあいそうになったとき、あってしまった場合は、消費生活センターに相談してください。

問 留萌消費生活相談窓口 ☎42-0651

市立図書館 3月のお知らせ

【ブックスタート】 **所** は一とふる9カ月児健診会場

日 18日(水) 13:00～

【土曜おはなし会】

日 7日(土) 13:30～ **対** 幼児・小学生

日 28日(土) 13:30～ **対** 幼児・小学生

【ちいさいこのおはなしかい】

日 13日(金) 11:00～ **対** 0・1・2歳児

【水曜おはなしかい】

日 25日(水) 11:00～ **対** 0・1・2歳児

【映画会】①10:30～②13:30～

日 29日(日)

内 一般向 ①「男はつらいよ 花も嵐も寅次郎」(105分)
子ども向 ②世界名作アニメ「オズの魔法使い」(42分)

【休館日】

3月2日(月)、9日(月)、16日(月)、
23日(月)、30日(月)（月曜休館）
27日(金)（館内整理休館）



問 市立留萌図書館 ☎42-2300

社会福祉コラム ⑩（最終回） 「知ってほしい！障がい福祉のこと」

▼障がい福祉に関する相談について

市では、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、相談窓口を設置しています。また、基幹相談支援センターを開設し、障がいに関するお悩みに対して総合的に支援を行っていますので、下記相談窓口までご相談ください。

- 市・社会福祉課（☎42-1807）
- 基幹相談支援センターうえるデザイン（☎56-1662 栄町2丁目）

▼ふれあいサロンの開催について

障がいのある方やご家族などを対象に、悩みの相談や自由に語り合える場として、るもいプラザ1階まちなか賑わい広場で「ふれあいサロン」を、毎週月・火・金曜日（11:00～18:00）と月1回土曜日（10:00～17:00）に開催しています。（予約不要）詳しくは、留萌市社会福祉協議会（☎42-5530）までお問い合わせください。

問 市・社会福祉課 ☎42-1807

働くことを練習しよう

北海道知事指定障がい福祉サービス事業所

NPO法人
サポートハウス **ちゃお**

留萌市見晴町2丁目27番地(中央公民館内)

見学もできます。お気軽にお電話を。☎43-3888 E-mail chao@bz03.plala.or.jp

ちゃおは、障がいのある方がさまざまな日中活動しながら就労を目指す場所です。

手だてで淹れた本格コーヒーをお楽しみください

喫茶 **クローバー** **キートス**
(中央公民館内) (市立病院内)
営業時間 10:00～15:00 営業時間 10:30～14:00
(月～金曜日) (月～金曜日)



テイクアウト(持ち帰り)専門です！